

もくとう

## 黙禱

5月1日、水俣病が公式に確認されて半世紀、50年を迎えます。

水俣市では、「水俣病慰霊の碑」を建立し、その前で、水俣病の犠牲になった全ての生命に対し、鎮魂の祈りが捧げられます。

国際環境観光都市「阿蘇市」としまして、水俣病犠牲者慰霊式にあわせ、水俣病の発生により犠牲となり亡くなられた方々の慰霊を中心に、水俣病が及ぼしたいろいろな被害やその大きさを再認識し、環境破壊に対する反省と環境再生・創造への誓いを込めて、黙禱を行います。市民の皆さま方のご協力をお願いします。

期日 平成18年5月1日（月曜日）  
時間 午後1時40分から1分間程度

総務課総務係  
Tel：22-3111 内線1215

知っていますか？

『土砂災害防止法』とは

# 土砂災害防止法

土砂災害(がけ崩れ、土石流、地滑り)から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとする法律で、平成13年4月に施行されました。土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。そのような災害から住民の生命・身体を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが大切です。

＝県知事が基礎調査をもとに土砂災害のおそれのある区域を指定＝

\*阿蘇市では以下の地域が土砂災害のおそれのある区域に指定されました。\*

地名	種類	指定箇所数	告示年月日	告示番号
古城	土石流	22箇所	平成17年12月21日	熊本県告示第1431号
的石	土石流	17箇所	平成18年2月17日	熊本県告示第159号

※指定に係る公示図書については、熊本県土木部砂防課と阿蘇地域振興局土木部及び阿蘇市役所総務課にて縦覧できます。

土砂災害警戒区域に指定されますと、阿蘇市地域防災計画に、土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制に関する事項が定められ、これに基づき円滑な警戒避難が行われるよう、住民への周知が図られます。

詳しくは…阿蘇市役所総務課防災交通係 (22-3111)  
阿蘇地域振興局土木部企画調査課 (22-1111)  
までお尋ね下さい。

## 手話講座受講生募集！

受講日：平成18年6月2日(金)から  
月3回程度

時間：19:00～20:30

場所：一の宮高齢者センター

講師：一の宮手話の会 会員

参加費：要(別途テキスト代1,200円)  
3ヶ月 大人1,000円  
子供 700円

参加対象：一般(小学校高学年～)

募集人員：40名程度

申込締切：平成18年5月26日(金)

問合せ：〒869-2226

阿蘇市乙姫1657

TEL：090-3415-6227

FAX：0967-32-5427

(担当：野中)

## 熊本県最低賃金

最低賃金額(時間額)

効力発生の日

609円

平成17年10月1日

※明細については、熊本労働局賃金室(096-355-3202)または最寄の労働基準監督署にお問い合わせ下さい。